

WHAT IS CLAIMED IS:

1. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、  
前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバ  
と、

アドレス変更通知代行サービス・サーバとを備え、

前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送され  
た電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、

前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送  
された電子メールを受信すると、これを前記アドレス変更通知代行サービス・  
サーバに転送し、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記第2のプロバイダ・サ  
ーバから転送された電子メールの経路をチェックして、該電子メールが前記第  
1のプロバイダ・サーバから転送されてきて、前記第2のプロバイダ・サーバ  
に受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、前記依頼者の  
メールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知するメールアドレ  
ス変更通知代行システム。

2. 前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記転送された電子メー  
ルからメールヘッダを抽出、解析するメールヘッダ解析手段を備え、

前記メールヘッダ解析手段は、前記電子メールのメールヘッダを解析するこ  
とにより、前記経路のチェックを行う請求項1に記載のメールアドレス変更通  
知代行システム。

3. 前記依頼者の端末は、前記第2のプロバイダ・サーバから、前記電子メー  
ルを受信するものであり、

前記依頼者の端末が受信する電子メールは、前記アドレス変更通知代行サー  
ビス・サーバに転送される電子メールと同一の内容である請求項1に記載のメ

ールアドレス変更通知代行システム。

4. 前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記電子メールが、前記第1のプロバイダ・サーバを介したのか、前記第2のプロバイダ・サーバに直接送信されたものかに関する経路情報を前記依頼者に知らせる請求項1に記載のメールアドレス変更通知代行システム。

5. 前記経路情報は、複数の前記電子メールを、その経路毎に分類し、統計的に処理した結果の情報を含むものである請求項4に記載のメールアドレス変更通知代行システム。

6. 前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記依頼者に電子メールを送信する所定の一人または複数の発送者のメールアドレスを有しており、

前記発送者のメールアドレスから送信された電子メールが、全て前記第1プロバイダ・サーバを介さずに前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたことを確認すると、前記通知の動作を停止する請求項1に記載のメールアドレス変更通知代行システム。

7. 前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記通知の動作を行う際に、前記通知の対象者のアドレス帳に記載された前記依頼者の前記第1のメールアドレスを、前記第2のメールアドレスに書き直すためのプログラムを同時に送る請求項1に記載のメールアドレス変更通知代行システム。

8. 前記依頼者に電子メールを送ったものが情報配信者である場合、前記情報配信者は、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバから前記通知を受けた場合、前記情報配信者が自発的に前記依頼者宛の前記第1のメールアドレスを前記第2メールアドレスに切り換える契約を、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバの管理者と結んでおく請求項1に記載のメールアドレス変更通知代行システム。

9. 前記情報配信者の端末は、前記契約を結んだアドレス変更通知代行サービス・サーバの管理者から前記通知を受けた場合、前記依頼者の宛先として第2のメールアドレスに切り換える手段を備えた請求項8に記載のメールアドレス変更通知代行システム。

10. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとの間で、前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、この転送を受けるアドレス変更通知代行サービス・サーバであって、

前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックして、該メールが前記第1のプロバイダ・サーバから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知するアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

11. 前記転送された電子メールからメールヘッダを抽出、解析するメールヘッダ解析手段を備え、

前記メールヘッダ解析手段は、前記電子メールのメールヘッダを解析することにより、前記経路のチェックを行う請求項10に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

12. 前記依頼者の端末は、前記第2のプロバイダ・サーバから、前記電子メールを受信するものであり、

前記依頼者の端末が受信する電子メールは、該アドレス変更通知代行サービス・サーバに転送される電子メールと同一の内容である請求項10に記載のア

ドレス変更通知代行サービス・サーバ。

13. 前記電子メールが、前記第1のプロバイダ・サーバを介したのか、前記第2のプロバイダに直接送信されたものかに関する経路情報を前記依頼者に知らせる請求項10に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

14. 前記経路情報は、複数の前記電子メールを、その経路毎に分類し、統計的に処理した結果の情報を含むものである請求項12に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

15. 前記依頼者に電子メールを送送する所定の一人または複数の発送者のメールアドレスを有しており、

前記発送者のメールアドレスから送送された電子メールが、全て前記第1プロバイダ・サーバを介さずに前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたことを確認すると、前記通知の動作を停止する請求項10に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

16. 前記通知の動作を行う際に、前記通知の対象者のアドレス帳に記載された前記依頼者の前記第1のメールアドレスを、前記第2のメールアドレスに書き直すためのプログラムを同時に送る請求項10に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

17. 前記依頼者に電子メールを送ったものが情報配信者である場合、

該アドレス変更通知代行サービス・サーバから前記通知を受けた場合、前記情報配信者が自発的に前記依頼者宛の前記第1のメールアドレスを前記第2メールアドレスに設定する契約を、

前記情報配信者と、結んでおく請求項10に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

18. 前記情報配信者の端末は、前記契約を結んだアドレス変更通知代行サービス・サーバの管理者から前記通知を受けた場合、前記依頼者の宛先として第2

のメールアドレスを設定する手段を備えている請求項17に記載のアドレス変更通知代行サービス・サーバ。

19. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバから前記依頼者宛のメールの転送を受ける、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバであって、

前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、

前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、これをアドレス変更通知代行サービス・サーバに転送し、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバが、前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックして、該メールが前記第1のプロバイダ・サーバから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知する第2のプロバイダ・サーバ。

20. 第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバと契約した依頼者の端末であって、

前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、

前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、これをアドレス変更通知代行サービス・サーバに転送し、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックして、該メールが前記第1のプ

ロバイダ・サーバから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、該依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知するものである依頼者の端末。

21. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとのいずれかに電子メールを送信する送信者の端末であって、前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダから転送された電子メールを受信すると、これをアドレス変更通知代行サービス・サーバに転送し、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバが、前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックすることにより、該メールが前記第1のプロバイダから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨の通知を前記アドレス変更通知代行サービス・サーバより受ける送信者の端末。

22. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとを用い、

前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送する工程と、

前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、これをアドレス変更通知代行サービス・サーバに転送する工程とを備え、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバは、前記第2のプロバイダから転送した電子メールの経路をチェックして、該メールが前記第1のプロバイダ・サーバから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知するメールアドレス変更通知代行方法。

23. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとの間で、前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、この転送を受けるアドレス変更通知代行サービス方法であって、

前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックして、該メールが前記第1のプロバイダ・サーバから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知するアドレス変更通知代行サービス方法。

24. 依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバが、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバから前記依頼者宛の電子メールの転送を受ける電子メールの受信方法であって、

前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、

前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、これをアドレス変更通知代行サービス・サーバに転送し、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバが、前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックして、該メールが前記第1のプロバイダ・サーバから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、該電子メールを送信した者に、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨を通知する、電子メールの受信方法。

25. 依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとのいずれかに電子メールを送信する電子メールの送信方法であって、前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダから転送された電子メールを受信すると、これをアドレス変更通知代行サービス・サーバに転送し、

前記アドレス変更通知代行サービス・サーバが、前記第2のプロバイダ・サーバから転送した電子メールの経路をチェックすることにより、該メールが前記第1のプロバイダから転送された前記第2のプロバイダ・サーバに受信されたものであるときは、前記依頼者のメールアドレスは前記第2のメールアドレスである旨の通知を前記アドレス変更通知代行サービス・サーバより受ける電子メールの送信方法。

26. 請求項1に記載のメールアドレス変更通知代行システムの、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバと、アドレス変更通知代行サービス・サーバとの全部または一部としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

27. 請求項10に記載の、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2



のプロバイダ・サーバとの間で、前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、この転送を受けるアドレス変更通知代行サービス・サーバの全部または一部としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

28. 請求項21に記載の、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとのいずれかに電子メールを送信する送信者の端末の全部または一部としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

29. 請求項1に記載のメールアドレス変更通知代行システムの、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバと、アドレス変更通知代行サービス・サーバとの全部または一部としてコンピュータを機能させるためのプログラムを担持した媒体であって、コンピュータにより処理可能な媒体。

30. 請求項10に記載の、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとの間で、前記第1のプロバイダ・サーバが、前記第1のメールアドレス宛に発送された電子メールを受信すると、これを前記第2のプロバイダ・サーバに転送し、前記第2のプロバイダ・サーバが、前記第1のプロバイダ・サーバから転送された電子メールを受信すると、この転送を受けるアドレス変更通知代行サービス・サーバの全部または一部としてコンピュータを機能させるためのプログラムを担持した媒体であって、コンピュータにより処理可能な媒体。

31. 請求項21に記載の、依頼者の第1のメールアドレスが設定された第1のプロバイダ・サーバと、前記依頼者の第2のメールアドレスが設定された第2のプロバイダ・サーバとのいずれかに電子メールを送信する送信者の端末の全部または一部としてコンピュータを機能させるためのプログラムを担持した媒体であって、コンピュータにより処理可能な媒体。